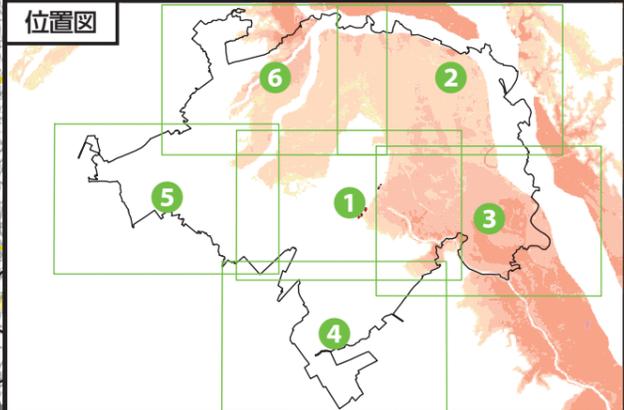
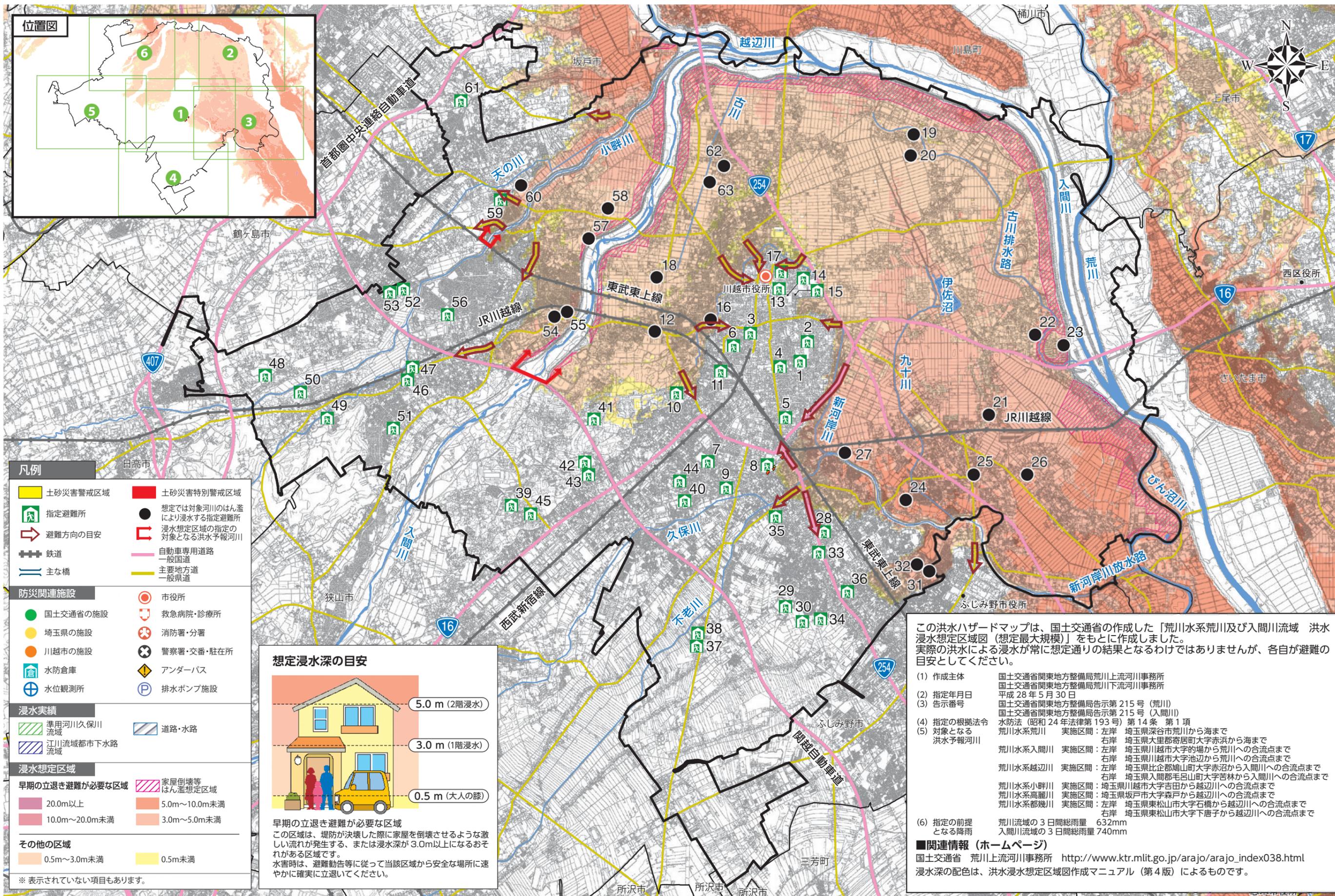


# 荒川・入間川流域洪水ハザードマップ (想定最大規模)



**凡例**

土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
指定避難所	想定では対象河川のはん濫により浸水する指定避難所
避難方向の目安	浸水想定区域の指定の対象となる洪水予報河川
鉄道	自動車専用道路
主な橋	一般国道
	主要地方道
	一般県道

**防災関連施設**

国土交通省の施設	市役所
埼玉県の施設	救急病院・診療所
川越市の施設	消防署・分署
水防倉庫	警察署・交番・駐在所
水位観測所	アンダーパス
	排水ポンプ施設

**浸水実績**

準用河川久保川流域	道路・水路
江川流域都市下水道流域	

**浸水想定区域**

早期の立退き避難が必要な区域	家屋倒壊等はん濫想定区域
20.0m以上	5.0m~10.0m未満
10.0m~20.0m未満	3.0m~5.0m未満

**その他の区域**

0.5m~3.0m未満	0.5m未満
-------------	--------

※ 表示されていない項目もあります。

**想定浸水深の目安**

早期の立退き避難が必要な区域  
この区域は、堤防が決壊した際に家屋を倒壊させるような激しい流れが発生する、または浸水深が3.0m以上になるおそれがある区域です。水害時は、避難勧告等に従って当該区域から安全な場所に速やかに確実に立退いてください。

この洪水ハザードマップは、国土交通省の作成した「荒川水系荒川及び入間川流域 洪水浸水想定区域図(想定最大規模)」をもとに作成しました。実際の洪水による浸水が常に想定通りの結果となるわけではありませんが、各自が避難の目安としてください。

(1) 作成主体 国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所  
国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所

(2) 指定年月日 平成 28 年 5 月 30 日

(3) 告示番号 国土交通省関東地方整備局告示第 215 号 (荒川)  
国土交通省関東地方整備局告示第 215 号 (入間川)

(4) 指定の根拠法令 水防法 (昭和 24 年法律第 193 号) 第 14 条 第 1 項

(5) 対象となる洪水予報河川 荒川水系荒川 実施区間: 左岸 埼玉県深谷市荒川から海まで  
右岸 埼玉県大里郡寄居町大字赤浜から海まで  
荒川水系入間川 実施区間: 左岸 埼玉県川越市大字的場から荒川への合流点まで  
右岸 埼玉県川越市大字池辺から荒川への合流点まで  
荒川水系越辺川 実施区間: 左岸 埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼から入間川への合流点まで  
右岸 埼玉県入間郡毛呂山町大字杏林から入間川への合流点まで  
荒川水系小畔川 実施区間: 埼玉県川越市大字吉田から越辺川への合流点まで  
荒川水系高麗川 実施区間: 埼玉県坂戸市大字森戸から越辺川への合流点まで  
荒川水系都幾川 実施区間: 左岸 埼玉県東松山市大字石橋から越辺川への合流点まで  
右岸 埼玉県東松山市大字下唐子から越辺川への合流点まで

(6) 指定の前提となる降雨 荒川流域の 3 日間総雨量 632mm  
入間川流域の 3 日間総雨量 740mm

■関連情報 (ホームページ)  
国土交通省 荒川上流河川事務所 [http://www.ktr.mlit.go.jp/arajo/arajo\\_index038.html](http://www.ktr.mlit.go.jp/arajo/arajo_index038.html)  
浸水深の配色は、洪水浸水想定区域図作成マニュアル (第 4 版) によるものです。